

## 豊田工業大学障がいのある学生支援の基本方針

豊田工業大学は、本学に在籍する障がいのある学生が、他の学生と等しい条件の下で学生生活を送れるように、支援に必要な体制の整備に努める。

(1) 本学は、障がいを理由とする差別を行わないとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に教育・研究に参加できるように努める。

(2) 本学は、障がいのある学生に対し障がいを理由とした不利益が生じないよう合理的配慮を行う。合理的配慮は学生本人の要望に基づき、学生本人と大学関係者間において調整を行い、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定する。また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の本質を維持した上で実施する。

(3) 本学は、障がいのある学生への支援を全学的に行うため、必要な研修・啓発を継続的に実施する。すべての教職員は、障がいについての理解を深め、学生支援センターをはじめとする関連組織と連携しながら、日常的なコミュニケーションや合理的配慮等を通じて障がいのある学生に対する支援を行う。すべての教職員は、この活動を通じて学修環境の改善に努め、教育力の向上を目指す。

(4) 本学は、本学に在籍する障がいのある学生および本学への入学を希望する受験生のうち障がいのある方に対し、支援方針や相談体制等十分な情報提供に努める。

2024年8月30日 策定